

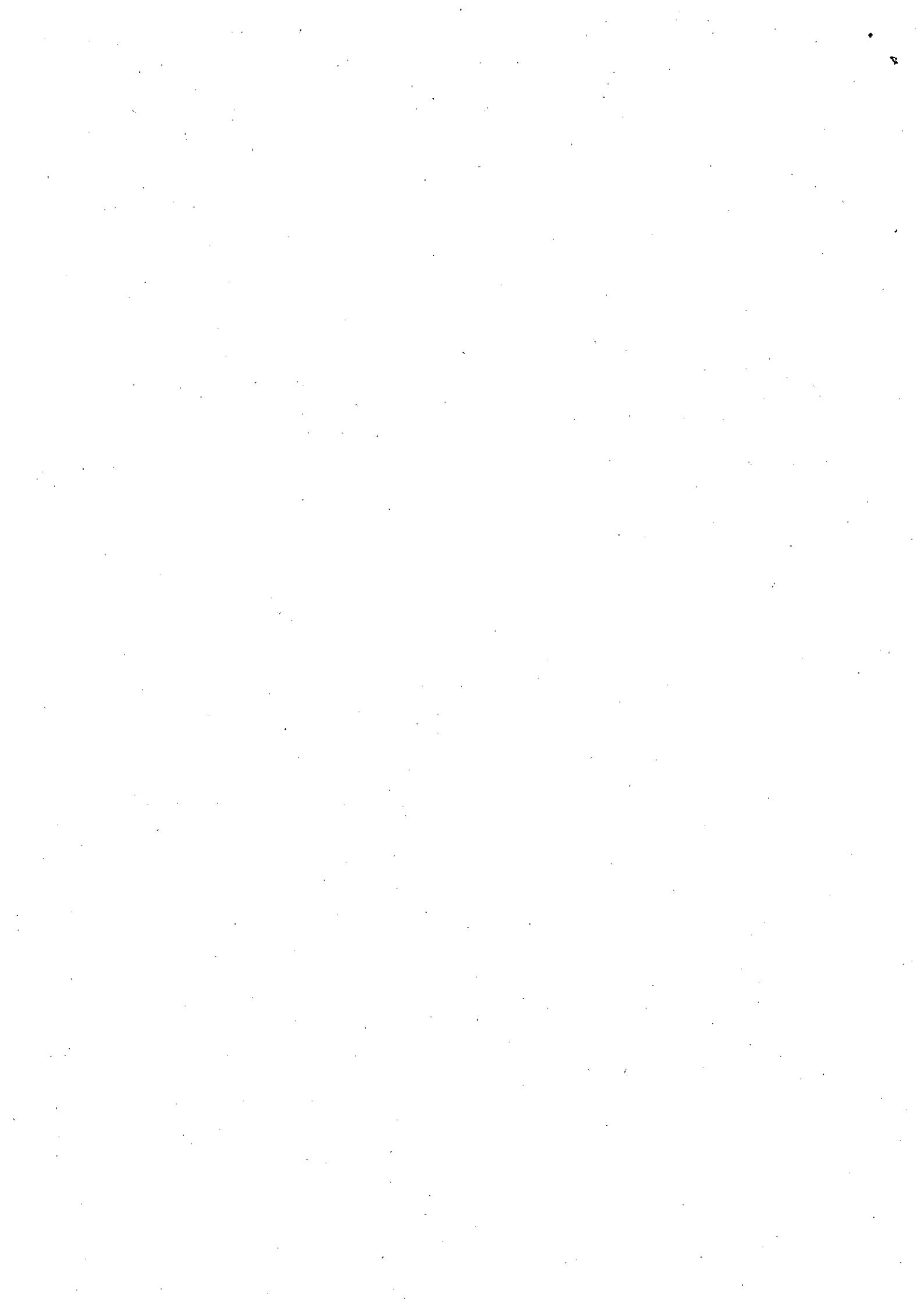
令和2年6月市議会 教育厚生委員会資料

第91号議案 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	1
2 改正理由	1
3 改正案の内容	1
4 施行期日	1
5 今回の経過	1
6 新旧対照表	2 ~ 3

こ ども 部

令 和 2 年 6 月



1 改正する条例名

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

令和元年5月31日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号。以下「令和元年府令」という。）」が公布されたことに伴い、令和元年6月市議会定例会において、条例で定めるべき基準等について改正を行った。

令和元年府令の改正においては、条文だけでなく府令の題名も改正されていた。しかしながら、条例の条文中で府令の題名を引用していたにもかかわらず、確認が不足し、その条文等を改正していなかったため、当該条文を改正するもの。

3 改正案の内容

(1) 引用している府令の題名の改正（第2条関係）

改正前	改正後
この条例における用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u> （平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。	この条例における用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u> （平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。

(2) 所要の整備（第38条、第43条関係）

条例の附則中の項の改正に伴い、引用している項を改正するもの。

	改正前	改正後
第38条	<u>附則第6項</u>	<u>附則第4項</u>
第43条	<u>附則第7項</u>	<u>附則第5項</u>

4 施行期日

公布の日

5 今回の経過

令和元年5月31日	令和元年府令（令和元年10月1日施行）の公布
令和元年6月市議会定例会	令和元年府令の公布に伴い条例改正
令和元年9月市議会定例会	令和元年府令の誤字や表現の訂正等に伴う条例改正
令和2年4月1日	令和2年内閣府令第33号（以下「令和2年府令」という。）（令和2年4月1日施行）の公布
令和2年4月3日	令和2年府令の公布に伴い条例改正（専決処分）
令和2年5月8日	令和2年4月3日に行った条例改正（専決処分）について、令和2年5月市議会臨時会での報告の準備を行うなかで、引用している府令の題名等を改正していないことが判明

6 新旧対照表

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第39号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。</p> <p>第3条から第37条まで （略）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長崎市条例第42号）第30条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第33条に規定する小規模保育事業B型をいう。第43条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第35条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>附則第6項</u>において同じ。）にあつては6人以上10</p>	<p>○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第39号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。</p> <p>第3条から第37条まで （略）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長崎市条例第42号）第30条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第33条に規定する小規模保育事業B型をいう。第43条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第35条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>附則第4項</u>において同じ。）にあつては6人以上10</p>

人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

第39条から第42条まで (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条

1～7 (略)

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第7項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 (略)

第44条から第54条まで (略)

附 則 (略)

人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

第39条から第42条まで (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条

1～7 (略)

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 (略)

第44条から第54条まで (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。